

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から同年3月まで

昭和36年2月頃に夫婦一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料は、妻が夫婦一緒に納付していた。申立期間の保険料は、妻が納付済みとなっているのに私が未納となっていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金制度発足当初に夫婦一緒に国民年金に加入し、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料は全て夫婦同一日に納付しており、申立人及びその妻の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年3月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人の妻は、申立期間の保険料を納付していることが確認できることから、上記の保険料納付意識の高さを踏まえると、申立人についても申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間⑤に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成10年10月から11年3月までを38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年12月30日から36年12月30日まで
② 昭和39年9月1日から40年1月1日まで
③ 昭和40年4月21日から40年6月30日まで
④ 平成4年10月から5年9月まで
⑤ 平成10年10月から11年4月

申立期間①について、昭和35年10月1日から36年12月30日までA株式会社（現在は、B株式会社）に勤務していたが、記録では、35年10月1日から同年12月30日となっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②及び③について、昭和39年9月1日から40年6月30日までC株式会社に勤務していたが、記録では、昭和40年1月1日から同年4月21日までとなっているので、申立期間②及び③について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間④について、D株式会社に勤務していた期間のうち、平成4年10月から5年9月までの標準報酬月額は34万円となっており、前の標準報酬月額（36万円）より低い金額となっているが、給料が下がったことは無いので、申立期間④について標準報酬月額を訂正してほしい。

申立期間⑤について、D株式会社に勤務していた期間のうち、平成10

年 10 月から 11 年 4 月までの標準報酬月額が 36 万円となっているが、私の保管する支給明細書を見ると、36 万円より高い給与を受け取っているため、申立期間⑤について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第 3 委員会判断の理由

申立期間⑤のうち平成 10 年 10 月から 11 年 3 月までの期間については、申立人が所持する D 株式会社の「支給明細書」により、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い保険料が控除されていることが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記の「支給明細書」において確認できる厚生年金保険料の控除額から、平成 10 年 10 月から 11 年 3 月までの期間については、38 万円に訂正することが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主はオンライン記録どおりの届出を行ったとしており、E 厚生年金基金が記録する申立人に係る標準報酬月額が社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額と一致することから、事業主は、「支給明細書」で確認できる報酬額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

なお、平成 11 年 4 月については、11 年 5 月分の支給明細書において保険料が控除されていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

一方、申立期間①について、B 株式会社は、「申立期間当時の人事記録や賃金台帳など関連資料、記録は保存されていない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、申立期間当時に A 株式会社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したが、いずれも申立人の具体的な勤務期間を記憶し

ておらず、申立内容に係る供述を得ることはできない。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①の健康保険整理番号は連続しており、欠番は無いことから、申立人の加入記録が欠落したとは考え難い上、同名簿の備考欄に健康保険証を返納したことを示す「証返 2 / 1」の記載が確認できる。

申立期間②及び③について、C株式会社が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」では、申立人の同事業所における資格取得日は昭和 40 年 1 月 1 日、資格喪失日は同年 4 月 21 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、C株式会社は、「申立期間当時の人事記録や賃金台帳など関連資料、記録は保存されていない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

さらに、申立期間当時にC株式会社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したが、いずれも申立人の具体的な勤務期間を記憶しておらず、申立内容に係る供述を得ることはできない。

加えて、申立期間②及び③に係るC株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険整理番号は連続しており、欠番は無いことから、申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

次に、申立期間④について、D株式会社の保管する「厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届」に記載されている申立人の平成 4 年 5 月から同年 7 月までの給与支払額の平均額 34 万 9,733 円に該当する標準報酬月額額は 34 万円であり、同年 10 月に標準報酬月額が改定されたことが確認でき、オンライン記録と一致している上、同事業所が提出した申立人に係る被保険者台帳にも、4 年 10 月からの標準報酬月額額は 34 万円と記載されている。

また、D株式会社が加入するE厚生年金基金の加入員異動履歴照会によると申立期間の標準報酬月額額は 34 万円と記載されており、オンライン記録と一致している。

さらに、オンライン記録から複数の元同僚に照会し、1 人から当時の給与明細書の提出があったが、オンライン記録の標準報酬月額に相当する保

険料額よりも高額な厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間④について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間④について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から48年3月まで

A市B町自治会で国民年金の加入手続を行い、20歳になった昭和46年*月から毎月欠かさず同自治会の集金で国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B町自治会で国民年金の加入手続を行い、20歳になった昭和46年*月から毎月欠かさず同自治会の集金で国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年2月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は同年2月4日と記載されていることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った上記の時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、遡って納付したとの主張が無い上、過年度保険料はA市の自治会では納付することができない。

なお、申立人が所持する年金手帳に、「初めて被保険者となった日 昭和46年6月19日」と記載されているが、「初めて被保険者となった日」は、

その日が、制度上、国民年金の被保険者資格を取得した日であることを示すものであり、以降の国民年金保険料納付の事実を示すものではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月及び同年4月

平成3年5月頃にA市B区役所C支所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は同支所又は金融機関の窓口で納付した。申立期間について納付の記録が無いことには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年5月頃に、B区役所C支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同支所又は金融機関で納付したと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりD県内全てについて、「E（旧姓）（漢字）」、「F（漢字）」及び「G（旧姓）（カナ）」、「H（カナ）」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人の国民年金の記録は平成9年10月14日付けで付番された基礎年金番号によって管理されている。

また、上記のことは、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人が平成8年度以前は「登載なし」とされ、同市では申立期間当時、国民年金の被保険者として管理していなかったこととも整合しており、申立内容とは符合しない上、3年5月の婚姻に伴う、申立期間直後の第3号被保険者資格取得の処理日が上記の基礎年金番号付番日と同日であることがオンライン記

録において確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、手続時点では、申立期間の保険料は既に時効により納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持する年金手帳に「初めて被保険者となった日 平成3年3月21日」と記載されていることを挙げているが、「初めて被保険者となった日」は、その日が制度上、国民年金被保険者資格を取得した日であることを示すものであり、その日から保険料を納付したことを示すものではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月及び同年4月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月及び同年4月
会社を退職後、元妻が申立期間について国民年金保険料の免除申請を行ったと聞いていたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、申立人の元妻が国民年金保険料の免除申請を行い、申立期間について承認されていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料の納付が免除されるためには、申立期間当時に国民年金被保険者資格を取得することが必要であるが、A市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人は、平成3年9月10日付けで同資格を喪失し、その後は、平成6年度までは掲載されていないことが確認でき、当時、同市では申立人を被保険者として管理していなかったものと考えられ、このことは申立期間に係る被保険者資格が7年9月18日に追加されたものであることがオンライン記録により確認できることとも符合することから、この時点までは、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の保険料について免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から50年3月まで

私が20歳になった昭和45年*月に母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は集金人に納付してくれていた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年*月に母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和50年10月に申立人の夫と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が所持している国民年金手帳の発行日が、同年10月7日であることから、この日に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の大半は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、遡って納付したとの主張は無く、保険料を納付していたとする申立人の母親は申立期間については国民年金に未加入の期間である。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人に

ついて、同手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内全てについて、「B（漢字）」及び「C（カナ）」で検索を行い、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 26 日から 40 年 7 月 16 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 40 年 8 月 20 日から 44 年 5 月 26 日まで
(B 株式会社)

申立期間の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みになっていることを知ったが、受給した記憶は無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の A 株式会社及び申立期間②の B 株式会社の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、C 年金事務所が保管する申立人の脱退手当金裁定請求書には、申立人の氏名及び申立人が申立期間当時居住していた住所が記載されているほか、「受付 45.12.22」、「支払済 46.3.3」の押印が有る上、脱退手当金領収書が保管されているところ、当該領収書には申立人が受領方を夫（当時）に委任する旨の署名及び押印が確認できるとともに、昭和 46 年 3 月 3 日に脱退手当金を受領した夫の署名及び押印が確認できる。

また、社会保険事務所（当時）が脱退手当金支給額の算定のために必要となる事項について厚生年金保険被保険者記録事項照会を行ったことに対する社会保険庁（当時）からの回答書には「支払済 46.3.3 C」の押印が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、A 株式会社及び B 株式会

社の被保険者期間を通算して算出されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、脱退手当金支給日以前に脱退手当金が未請求となっている昭和44年10月1日から45年9月26日までのB株式会社における厚生年金保険被保険者期間があり、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていたものの、当該事業所における氏名変更届けを行わずに、婚姻後の「D」姓で新たに被保険者資格を取得していることが当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる上、申立人の脱退手当金裁定請求書には「最後に厚生年金保険をやめた日」に昭和44年5月25日と記載され、44年10月1日の再就職時は、上記のとおり婚姻後の姓で被保険者資格を取得していることから、同事業所に係る被保険者名簿から申立人の被保険者期間を確認することは困難であったことを考え合わせると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年9月11日から33年1月6日まで
(社会福祉法人A)
② 昭和33年1月6日から37年10月10日まで
(財団法人B)

社会福祉法人A及び財団法人Bに勤務していた期間の厚生年金保険の記録が脱退手当金を支給されたことになっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日が記載された申立期間②の財団法人Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の氏名欄に脱退手当金が支払われたことを示す「脱」の押印が有ることが確認できる。

また、申立人は財団法人Bを退職するまでに地方公務員として採用されることが決まっており、「厚生年金保険と地方公務員共済とは別の制度で、年金が通算できることは知らなかった。」と供述している。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間①の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間①及び②の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存

在することに不自然さほうがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月1日から40年5月11日まで
申立期間に係る脱退手当金については受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社の申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、B年金事務所が保管している申立人の脱退手当金裁定請求書には、申立人が申立期間当時居住していた住所が記載され、「受付40.6.7 B社会保険事務所」、「40.9.28 現金支払済」の各押印が有るとともに、同裁定請求書の裏面には昭和40年9月28日に脱退手当金を領収した申立人の署名及び押印が確認できる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱退手当金」のゴム印が押されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和40年9月28日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねえ、そのほか脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2575(事案 708 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 2 月 25 日から 37 年 2 月 25 日まで
前回、申立期間についてA株式会社として調査を依頼したが、今回、新たに見つかった手帳に記載されている、B 有限会社、株式会社 C で加入していた可能性が有るので、再度調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険加入記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A株式会社は昭和 60 年に解散しており、当時の関係資料が保管されていないこと、役員については申立期間当時、厚生年金保険加入の手続が行われていなかったとかがえること、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険整理番号は連続しており、欠番もないため、記録が欠落したとは考えられないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 4 月 23 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、見つかった手帳に、B 有限会社及び株式会社 C の事業所名が記載されていることから、いずれかの事業所で厚生年金保険に加入していた可能性があるとして再申立てを行っている。

しかしながら、B 有限会社は申立期間より前の昭和 26 年 1 月に解散している上、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険整理番号が連続しており欠番も無いことから申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、申立人が同僚であったと主張する二人の同僚のうち、一人は経理担当者であるが既に死亡しており、もう一人は照会に対し、申立人を記憶していると回答しているものの、同人はB有限会社及び株式会社Cに勤務しておらず、申立内容に係る供述を得ることはできない。

さらに、株式会社Cは昭和44年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 37 年 4 月 20 日まで
株式会社 A での厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金の支給を受けた記憶が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済 37. 5. 28」の記載が有る上、申立期間に係る脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 37 年 7 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないが、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 18 日から 41 年 1 月 1 日まで
申立期間に係る脱退手当金は受給していないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A年金事務所が保管している株式会社Bの申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、「受付 44. 3. 20」、「支払済 44. 6. 3」の押印が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は昭和 43 年 2 月 * 日に婚姻しているところ、その約 16 か月後の 44 年 6 月に厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名変更の処理が行われていることが確認でき、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日が同年 6 月 3 日であることを踏まえると、当該脱退手当金が請求されたことにより当該処理が行われたものとするのが自然であり、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の後に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間が有るが、上記裁定請求書には未請求の被保険者期間に係る事業所名が記載されていないことが確認できる上、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であ

ったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さ
はうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申
立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年10月1日から31年9月8日まで
(A株式会社)
② 昭和31年9月27日から35年3月24日まで
(B株式会社)

申立期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年6月3日に支給されていることから、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、上記被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後の昭和32年から38年までに被保険者資格を喪失した女性のうち、申立人を含む14名に支給記録があり、そのうち11名は、資格喪失日から約3か月以内に脱退手当金が支給されていることから、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

なお、申立人は申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申

出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月23日から29年10月21日まで
A株式会社に勤務していた期間の脱退手当金が支給済みになっていることを知ったが、請求した記憶も受給した記憶もないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社の申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の裏面の給付記録欄には、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことを示す給付種類「脱手」、資格期間「50」、平均標準報酬月額「6520」、支給金額「7824」、支給年月日「29.12.4」の記載が確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和29年12月4日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別の番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月 10 日から 35 年 4 月 1 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 35 年 5 月 17 日から 36 年 9 月 1 日まで
(B 株式会社)
③ 昭和 36 年 9 月 1 日から 38 年 3 月 21 日まで
(株式会社 C)
④ 昭和 38 年 3 月 21 日から 38 年 9 月 5 日まで
(D 株式会社)
⑤ 昭和 38 年 9 月 5 日から 40 年 1 月 30 日まで
(株式会社 C)

私は、株式会社 C が倒産した為に、脱退手当金を受け取っていないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社、B 株式会社、D 株式会社及び株式会社 C に係る脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の最終事業所である株式会社 C に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「退」の表示があるなど、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間

である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であることを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 22 日から 43 年 4 月 26 日まで
脱退手当金が支給済みになっていることを知ったが、受給した記憶は無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A年金事務所には、申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、B株式会社の被保険者期間（申立期間と同一）について、脱退手当金を請求していることが確認できる。

また、当該脱退手当金裁定請求書には、「受付 43. 5. 21 A社会保険事務所」、「支払済 43. 7. 18」の押印が有るとともに、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和43年7月18日に支給されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が確認できる。

なお、申立人は、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、当該裁定請求書によると、未請求の被保険者期間に係る事業所名が記載されていないことが確認できるほか、未請求の被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 4 日から 33 年 4 月 20 日まで
(A株式会社)
② 昭和 33 年 12 月 1 日から 35 年 2 月 20 日まで
(B工場)
③ 昭和 36 年 4 月 3 日から 42 年 3 月 11 日まで
(株式会社C)

申立期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①のA株式会社、申立期間②のB工場及び申立期間③の株式会社Cの厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、D年金事務所には、申立人の脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給額計算書等が保管されており、当該3つの事業所の被保険者期間(申立期間と一致)について脱退手当金を請求していることが確認できる。

また、脱退手当金裁定請求書において「受付 昭和 44 年 11 月 11 日 E社会保険事務所」、及びE年金事務所から最終の事業所を管轄するD年金事務所に移送され、D社会保険事務所(当時)における「支払済」の押印が確認できる。

さらに、脱退手当金は、同請求書に添付されている厚生年金保険被保険者記録(回答)から申立期間①、②及び③の3事業所における被保険者期間を通算して算出されており、その支給額には計算上の誤りは無く、ほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、脱退手当金支給日の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、上記裁定請求書において、未請求の事務所の被保険者期間が記載されていないことが確認できる上、当時、請求者からの申出がない場合、異なった社会保険事務所（当時）で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいふことができない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月 1 日から 38 年 4 月 20 日まで
(有限会社A)
② 昭和 38 年 4 月 20 日から 42 年 1 月 1 日まで
(B株式会社)

申立期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した覚えが無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の最終事業所であるB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手 42. 3. 11」の記載が有るとともに、脱退手当金は申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間を通算して算出されており、その支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年3月24日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。また、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2584 (事案 1045 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月10日から39年4月21日まで

私は、A株式会社の設立当時の代表取締役であり、申立期間を通じて、役員として常勤していた。厚生年金保険料も、退職まで空白期間無く支払っていたのに、前回の調査結果には納得ができない。設立当初から総務事務業務に携わっていた当時の総務部長が、申立期間に係る状況について証言している上申書を提出するので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間当時の登記簿謄本の記載及び複数の元従業員の供述から、申立人がA株式会社の役員として在任していたことは認められるものの、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料を得ることができない等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年9月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は新たな資料として、申立期間当時、社会保険手続を一任されていた総務担当者による上申書等を提出し、申立人が、当該事業所設立当初から申立期間を通じて、当該事業所の役員として勤務していたこと、及び厚生年金保険料を欠かすことなく支払っていたことを主張して再申立てを行っている。

そこで、今回の再調査に当たり、上記総務担当者及び上記上申書の内容について承認印を押印している元営業部長に照会したところ、両氏の申立期間当時の厚生年金保険の適用に係る記憶は曖昧であり、当該内容を裏付ける関連資料は無いため、当該上申書等からは、申立人の申立期間における厚生年金

保険料の控除について確認できない。

これらを総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。